

【すこやか歳時記】  
卯月の候



いよいよ新年度のスタートに。  
次代を担う新社会人の育成に  
さらなる職場環境の向上化を。

今年の4月は土日始まりで、実際に新年度の業務がスタートするのは3日という会社が多いと思います。新年度にはまた多くの新社会人が各社で働き始め、新しい風が吹き込んでくる感があります。次代を担う新社会人のみなさまの育成のためにも職場環境や労務管理は重要ポイントです。4月7日は「労務管理の日」になっていて、1947年（昭和22年）の同日に労働基準法が公布されたことに由来します。また、17日は「ハローワークの日」で、28日は「労働安全衛生世界デー」と、労務管理関連の記念日が続きます。

新年度の節目にまた新たな働き方改革やDXに取り組むのも次代へ向けた有効な投資になるはずです。当事務所でも新たなスタッフを迎え、さらにサポートに努めます。

算定基礎届・労働保険年度更新手続き・申告に関するお知らせ

当事務所では、「労働保険の年度更新・算定基礎届」業務を前倒しで進めておりますのでご協力をお願い致します。

<年金機構・労働局からの郵送物（封筒）について>

年金機構から送付される算定基礎届（茶色）が届きましたら弊社にご郵送ください。



労働局から送付される、労働保険概算・確定保険料申告書（緑、青）を弊社にご郵送ください。



※建設業以外は緑色の封筒のみ、建設業は緑色と青色の封筒が届きます。

日々是好日カレンダー

4月 APRIL	
4月	卯月・鳥待月・花残月・清和月
1 土	・新会計年度 ・エイプリルフール ・トレーニングの日
2 日	・図書館開設記念日 ・CO2削減の日 ・歯列矯正の日 ・週刊誌の日
3 月	・愛林の日 ・資産運用の日 ・趣味の日 ・いんげん豆の日
4 火	・交通反戦デー ・あんぱんの日 ・どらやきの日 ・獅子の日
5 水	・清明 ・小笠原返還記念日 ・ヘアカットの日 ・デビューの日
6 木	・新聞をヨム日 ・北極の日 ・しろの日 ・コンビーフの日
7 金	・労務管理の日 ・世界保健デー ・農林水産省創立記念日
8 土	・花まつり ・指圧の日 ・タイヤの日 ・出発の日 ・忠犬ハチ公の日
9 日	・子宮頸がんを予防する日 ・左官の日 ・美術展の日 ・大仏の日
10 月	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 火	・メートル法公布記念日 ・中央線開業記念日
12 水	・世界宇宙飛行の日 ・東京大学創立記念日 ・パンの記念日
13 木	・水産デー ・喫茶店の日 ・浄水器の日 ・決闘の日
14 金	・オレンジデー ・柔道整備の日 ・良い年の日 ・椅子の日
15 土	・世界医学検査デー ・遺言の日 ・ヘリコプターの日
16 日	・国民年金法公布記念日 ・女子マラソンの日
17 月	・春の土用入り ・ハローワークの日 ・世界血友病の日 ・なすび記念日
18 火	・発明の日 ・よい歯の日 ・よいお肌の日 ・ガーベラ記念日
19 水	・食育の日 ・飼育の日 ・地図の日 ・養育費の日 ・乗馬許可記念日
20 木	・穀雨 ・郵政記念日 ・青年海外協力隊の日 ・女子大の日
21 金	・民放の日 ・放送広告の日
22 土	・国際母なる地球デー ・よい夫婦の日 ・カーペンターズの日
23 日	・世界図書著作権デー ・消防車の日 ・地ビールの日 ・しじみの日
24 月	・植物学の日 ・日本ダービー記念日
25 火	・初任給の日 ・世界マラリアデー ・国連記念日 ・歩道橋の日
26 水	・世界的所有権の日 ・よい風呂の日 ・七人の侍の日
27 木	・世界生命の日 ・婦人警官記念日 ・哲学の日 ・駅伝誕生の日
28 金	・労働安全衛生世界デー ・主権回復記念日 ・シニアの日
29 土	・昭和の日 ・国際ダンスデー ・羊肉の日 ・曇の日
30 日	・図書館記念日

社会保険料納付期限（4月分は5/●）

★青字は人事労務部門に関わる期日です

## 《今月の特集①》インボイス制度の開始前までに押さえておくこと

インボイス制度について、個人事業者との取引など、労務管理の視点から制度開始前までに押さえておくべきポイントを解説します。

### はじめに

2023年10月1日から開始するインボイス制度について、発行事業者の登録受付が始まっています。制度の開始に先立ち、改めて労務管理の視点から押さえておくべきポイントを解説します

### 労務管理上問題となる対象

労務管理の視点で考えるとインボイス制度は「建設業の一人親方やフリーランスのITプログラマー、美容師など個人事業者との取引」に影響があります。彼らが(労働基準法上の労働者でない)個人事業者である以上、彼らに支払う報酬はインボイス制度のルールに従う必要があります。

そもそもインボイス制度は、「消費税制における仕入税額控除に適格となる請求書のルール」のことであり、その主な狙いは、「**今まで免税事業者として消費税納付を免除されていた小規模事業者・個人事業主等に対する特別扱いを段階的に廃止すること**」にあります。その意味で前述の個人事業者は最も影響を受ける対象となります。

### 消費税の免税制度とインボイス

まず、消費税の免税事業者とは、「課税期間の基準期間における課税売上高※が1,000万円以下(※個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度の課税売上高)の事業者を指しますので、取引先たる小規模事業者・個人事業主等が既に消費税免税事業者でない場合、彼らは元々消費税を納税しているため、通常はインボイス事業者登録による消費税負担増となりません。

この場合は原則として2023年3月31日までに税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出して貰えばよいだけです。

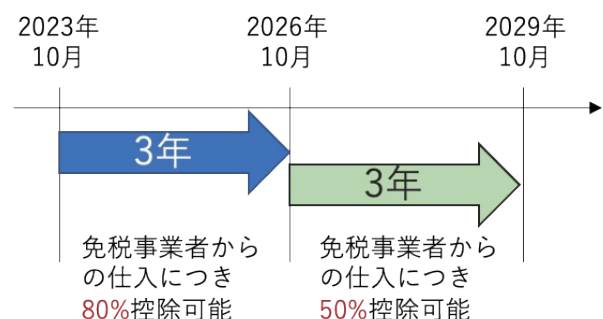
### 免税事業者への対応

取引先(仕入先)の個人事業主等が現在消費税免税事業者である場合、「インボイス事業者登録」をしないことで彼らは引き続き免税事業者となれますが、買い手の会社にとっては仕入税額控除を受けられない分消費税増税となります。

インボイス登録	買い手側の消費税	買い手側の消費税
有	今までと同様に仕入額控除可	消費税申告納付の必要が生じる
無	仕入額控除ができなくなる	免税のまま

### インボイスを踏まえた話し合い

実際には2023年10月以降、激変緩和のため以下の図のように仕入税額控除についての段階的な経過措置があります。しかしいずれにせよ、特に消費税免税事業者にとってはインボイス制度が金銭的、事務的な負担増になり得るため、取引条件について取引先の個人事業者と事前によく話し合いましょう。



例えば、インボイス登録の有無による報酬体系を複数提示し、話し合いの中で報酬体系について合意する方法があります。また、インボイス登録をした場合の消費税申告・納付について、税理士を紹介するなどのバックアップも検討した方が良いかもしれません。

## 《今月の特集②》顧客の迷惑行為の対策を考える

スシローなど大手飲食チェーンでの迷惑行為が連日話題となっています。顧客の迷惑行為に対して会社がどのような対策をすべきか、労務管理の面から考察します。

### はじめに

2023年1月、大手回転寿司チェーン・スシロー等において、備え付けの醤油を舐めたり、廻っている寿司に悪戯をしたりといった顧客の迷惑行為の動画が話題となりました。多くは中高生など若者による悪ふざけ動画ですが、SNSを通じて拡散した結果、一時運営会社の株価が大幅に下落する事態になりました。事件は今後損害賠償請求訴訟に発展する見通しです。

また、近年では顧客から土下座を要求されるなど過剰な迷惑行為「カスタマーハラスメント」についても対策が望まれています。このような顧客の迷惑行為に対して、会社は労務管理上どのような対策を講じることができるかについて考察します。

### 迷惑行為の種類

顧客が起こす迷惑行為として、商品を汚す、壊す、盗むなど直接危害を加えるパターンと、従業員に対してのカスタマーハラスメント行為をするパターン、あるいは盗撮・盗聴などによる行為もあるでしょう。

迷惑行為の種類	例
商品への危害	商品を汚す、壊す、万引きする、弄ぶなど
従業員へのハラスメント	苦情の長電話をする、謝罪を強要する、暴言、脅迫、セクハラなど
情報漏洩、風評被害など	無断で店内を撮影してSNS拡散、悪評・誹謗中傷を比較サイトやSNSに書き込むなど

### 対策①物理的な予防

あらかじめ想定できる迷惑行為をリストアップしそれらの迷惑行為をしにくくさせる物理的な予防対策を講じましょう。例えば前述のスシローでは、当

面の間①注文された商品のみをレーンに流す②卓上の醤油などは取り換え可能とする③レーンと座席をクリアボードで仕切るなどの対応策を発表しました。そのほかの物理的対策の例としては以下のようなものがあります。

#### 〈物理的対策の例〉

万引きや毀損	売り場には商品見本だけ置き、商品はストックルームに置くなど
従業員への迷惑行為	電話を自動応答に切り替える / 注文はタブレット端末で取る / IDの提示がない場合入店を断るなど
情報漏洩、風評被害など	インターネット上の情報をモニタリングし、不当な書き込みなどがなければ常時チェックするなど

### 対策②カスハラ対策マニュアル

迷惑行為に遭遇した時の対応策をマニュアル化し、従業員に周知することも有効な対策の一つでしょう。マニュアルは下記の例のようにできるだけセリフや注意事項を具体的に例示し、定期的にロープレなどして実効性を高めていくとよいかもしれません。

#### 〈苦情対応の注意事項の例〉

夜間や早朝には対応しないこと  
喫茶店や別の場所に行かないこと  
録画できる場所で対応すること

#### 〈セリフの例：「上司を出せ!」という要求に対して〉

「まずはどのようなご用件かをお伺いできますか。」

取り次ぐとしてもご用件を伺わないことには

何もできません」

「本件の担当は私ですので、上司には取り継ぎ兼ねます。」

上司の回答も私から申しあげます」

「大声でお話しになると他のお客様のご迷惑になりますので、警察に通報させていただきます」



## 『労働保険の年度更新』『社会保険の算定基礎届』必要資料スケジュール

今年の『労働保険の年度更新』および『社会保険の算定基礎届』に向けて、次の時期に下記資料をご用意いただき、お送り頂きますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、各担当者にお問い合わせ下さい。お忙しい中ではございますが、何卒ご協力の程、よろしくお願い致します。

		2022年											2023年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
労働保険の年度更新	必要資料	4月～11月労働分の賃金台帳									12月-1月労働分賃金台帳	2月-3月労働分賃金台帳		6月初旬に労働局から郵送される、労働保険の概算・確定保険料申告書は、代表者印の押印後、弊社へ郵送ください。(※1)			
		4月～11月に完了した元請工事情報(※ある場合のみ)									12月-1月完了元請工事情報	2月-3月完了元請工事情報					
	提出期日	12月中旬に提出 ※Chatwork、メールまたはFAXで送付してください。メールの場合は、EXCELデータでお送りください。									2月中旬に提出	4月中旬に提出					

(※1) 年度更新：緑色の封筒（建設業は緑色と青色の封筒）算定基礎届：茶色の封筒で届きます。

(※2) (※1) に係わらず当事務所、労働保険事務組合ご加入事業所様には、こちらより労働保険料納入通知書をお送り致します。

		2023年		
		4月	5月	6月
社会保険の算定基礎届	必要資料	2021年4～6月支給分の賃金台帳		
	提出期日	6月中旬に提出 ※Chatwork、メールまたはFAXで送付してください。メールの場合は、EXCELデータでお送りください。		

- 提出期日月に賃金台帳および元請け工事情報をお送りください。
- 年度更新は労働分の賃金台帳  
算定基礎届は支給分の賃金台帳が必要です。
- 賃金台帳をお送り頂く際は、PDFではなく、EXCELデータでお送りください。ご協力の程、よろしくお願い致します。

＜賃金台帳は下記の形式で頂けますとお手続や調査監査時にもスムーズに進みます＞  
労働保険年度更新：月別の支給控除一覧表の形式  
社会保険算定基礎届：年別の一人別の賃金台帳

### スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所  
佐藤典子



皆様はじめまして。手続き業務を担当しております佐藤典子と申します。どうぞよろしくお願い致します。

- Q** 今年の抱負、目標を教えてください  
**A** 散歩です。目的もなく知らない道を歩くのが好きです。健康のためにも続けたいと考えています。
- Q** 好きな食べ物はなんですか  
**A** シュークリームです。特にザクザクした皮のものが好きです。急に食べたくなったときは、コンビニに走ります。
- Q** 好きなスポーツを教えてください  
**A** バスケットボールです。子どもが始めたことをきっかけに観戦するようになりました。細かいルールは未だにわかりませんが、楽しんでます。

丁寧な業務を心掛け、少しでもものお役に立てるよう努めて参ります。

### 当事務所について

労務ジャパン株式会社  
福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》  
〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8  
TEL 092-734-2300  
FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分  
セブンイレブンが目印です。



# すこやか労務月報

[4月版]  
No.71

## 自由には、じゅうぶん用心を。

感染症対策のマスク着用が先月から「個人の判断」とされ、基本的には自由になりました。ただし、医療機関や高齢者施設、混雑時の電車内などでは引き続きマスクの着用は推奨されています。新型コロナウイルス感染症そのものは来月のゴールデンウィーク明け5月8日から「5類」へと引き下げられることも決まっています。しかし、その一方で再び感染拡大の予測もあり、決して終息したわけではありません。むしろ自由になったぶん各自で臨機応変な感染対策の行動が細やかに求められることとなります。

マスクを「着用するか」「着用しないか」の二者択一だけでなく、手洗いやうがいなどの基本的な感染対策と併せて、十分にご用心ください。新年度もぜひ心身ともに健やかに。



4月の  
注意ポイント

- その① マスクの有無にかかわらず感染対策を!!
- その② 花粉症や春風邪など健康管理に注意を!!
- その③ 通勤時や移動時にも交通安全の徹底を!!